

『障害年金の認定基準』（令和3年度版）追補

令和3年10月29日に公布された政令第303号による政令改正によって、令和4年1月1日から障害等級表の見直しが行われるとともに、同日発出された通知（年管発1029第2号、年管管発1029第2号など）により、令和4年1月1日から「障害認定基準」の一部が改正されることとなりました。これにともなって『障害年金の認定基準』（令和3年度版）の内容についても一部修正が必要となりました。

(下線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
【13頁】 国民年金法施行令別表		【13頁】 国民年金法施行令別表	
障害の程度	障害の状態	障害の程度	障害の状態
1 級	1 次に掲げる視覚障害 イ <u>両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</u> ロ <u>一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</u> ハ <u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</u> ニ <u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</u>	1 級	1 <u>両眼の視力の和が0.04以下のもの</u>
	2・3 (略)		2・3 (略)
	4 両上肢の <u>全ての指</u> を欠くもの		4 両上肢の <u>すべての指</u> を欠くもの
	5 両上肢の <u>全ての指</u> の機能に著しい障害を有するもの		5 両上肢の <u>すべての指</u> の機能に著しい障害を有するもの
	6～11 (略)		6～11 (略)
	2 級		1 次に掲げる視覚障害 イ <u>両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</u> ロ <u>一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</u> ハ <u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</u> ニ <u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</u>
2～8 (略)		2～8 (略)	
9 一上肢の <u>全ての指</u> を欠くもの		9 一上肢の <u>すべての指</u> を欠くもの	
10 一上肢の <u>全ての指</u> の機能に著しい障害を有するもの		10 一上肢の <u>すべての指</u> の機能に著しい障害を有するもの	
11 両下肢の <u>全ての指</u> を欠くもの		11 両下肢の <u>すべての指</u> を欠くもの	
12～17 (略)		12～17 (略)	

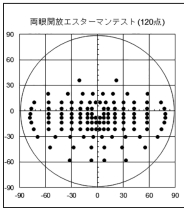
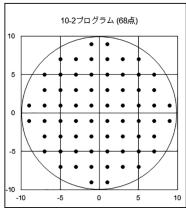
改正後			改正前		
<p>【15頁】 厚生年金保険法施行令別表第1 1 <u>次に掲げる視覚障害</u> イ <u>両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの</u> ロ <u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの</u> ハ <u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの</u> 2～14（略） 備考（略）</p> <p>厚生年金保険法施行令別表第2 1 <u>両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの</u> 2・3（略） 4 <u>両眼による視野が2分の1以上欠損したものの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの</u> 5～22（略） 備考（略）</p> <p>【25頁～27頁】 第1章 障害等級認定基準 第1節 眼の障害 眼の障害による障害の程度は、次により認定する。 1 認定基準 眼の障害については、次のとおりである。</p>			<p>【15頁】 厚生年金保険法施行令別表第1 1 <u>両眼の視力が0.1以下に減じたもの</u> 2～14（略） 備考（略）</p> <p>厚生年金保険法施行令別表第2 1 <u>両眼の視力が0.6以下に減じたもの</u> 2・3（略） 4 <u>両眼による視野が2分の1以上欠損したものの又は両眼の視野が10度以内のもの</u> 5～22（略） 備考（略）</p> <p>【25頁～27頁】 第1章 障害等級認定基準 第1節 眼の障害 眼の障害による障害の程度は、次により認定する。 1 認定基準 眼の障害については、次のとおりである。</p>		
令別表	障害の程度	障害の状態	令別表	障害の程度	障害の状態
国年令別表	1級	<u>両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</u>	国年令別表	1級	<u>両眼の視力の和が0.04以下のもの</u>
		<u>一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</u>			(新設)
		<u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標によ</u>			(新設)

改正後			改正前										
国年令別表	2級	<p>両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p>	国年令別表	2級	(新設)								
		<p>両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p>			<p>両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの</p> <p>(新設)</p>								
		<p>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>(略)</p>			<p>(新設)</p> <p>(略)</p>								
		別表第1			3級	<p>両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの</p> <p>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの</p> <p>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの</p>	別表第1	3級	<p>両眼の視力が0.1以下に減じたもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>				
						別表第2			障害手当金	<p>両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの</p> <p>一眼の視力が0.1以下に減じたもの</p> <p>両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>両眼による視野が2分の1以上欠損したもの</p> <p>ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの</p> <p>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下に減じたもの</p> <p>自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの</p> <p>両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの</p> <p>身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p>	別表第2	障害手当金	<p>両眼の視力が0.6以下に減じたもの</p> <p>一眼の視力が0.1以下に減じたもの</p> <p>両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの</p> <p>身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p>
										<p>厚年令</p>			<p>厚年令</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 認定要領</p> <p>眼の障害は、視力障害、視野障害又はその他の障害に区分する。</p> <p>(1) 視力障害</p> <p>ア 視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。</p> <p>イ 視標面照度は500～1,000ルクス、視力検査室の明るさは50ルクス以上で視標面照度を上回らないこととし、試視力表から5mの距離で視標を判読することによって行う。</p> <p>ウ 屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定するが、この場合最良視力が得られる矯正レンズによって得られた視力を測定する。眼内レンズ挿入眼は裸眼と同様に扱い、屈折異常がある場合は適正に矯正した視力を測定する。</p> <p>エ 両眼の視力を別々に測定し、良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで障害の程度を認定する。</p> <p>オ 屈折異常のあるものであっても次のいずれかに該当するものは、裸眼視力により認定する。</p> <p>(ア) 矯正が不能のもの</p> <p>(イ) 矯正により不等像視を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの</p> <p>(ウ) 最良視力が得られる矯正レンズの装用が困難であると医学的に認められるもの</p> <p>カ 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算する。</p> <p>キ 「両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が0.03以下のものをいう。</p> <p>ク 「一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下</p>	<p>2 認定要領</p> <p>眼の障害は、視力障害、視野障害又はその他の障害に区分する。</p> <p>(1) 視力障害</p> <p>ア 視力の測定は、万国式試視力表又はそれと同一原理によって作成された試視力表による。</p> <p>イ 試視力表の標準照度は、200ルクスとする。</p> <p>ウ 屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定する。</p> <p>矯正視力とは、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力をいう。</p> <p>なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力により認定する。</p> <p>エ 両眼の視力とは、それぞれの視力を別々に測定した数値であり、両眼の視力の和とは、それぞれの測定値を合算したものをいう。</p> <p>オ 屈折異常のあるものであっても次のいずれかに該当するものは、裸眼視力により認定する。</p> <p>(ア) 矯正が不能のもの</p> <p>(イ) 矯正により不等像視を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの</p> <p>(ウ) 矯正に耐えられないもの</p> <p>カ 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>のものをいう。</p>	
<p>ケ 「<u>両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</u>」 とは、<u>視力の良い方の眼の視力が0.07以下のものをいう。</u></p>	(新設)
<p>コ 「<u>一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</u>」とは、<u>視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。</u></p>	(新設)
<p>サ 「<u>両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの</u>」とは、<u>視力の良い方の眼の視力が0.1以下のものをいう。</u></p>	(新設)
<p>シ 「<u>両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの</u>」とは、<u>視力の良い方の眼の視力が0.6以下のものをいう。</u></p>	(新設)
<p>ス 「<u>一眼の視力が0.1以下に減じたもの</u>」とは、<u>一眼の視力が0.1以下のものをいう。</u></p>	(新設)
<p>(2) 視野障害</p>	(2) 視野障害
<p>ア <u>視野は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いて測定する。認定は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計のどちらか一方の測定結果で行うこととし、両者の測定結果を混在させて認定することはできない。</u></p>	ア 視野の測定は、 <u>ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものによる。</u>
<p>イ <u>ゴールドマン型視野計を用いる場合は、それぞれ以下によって測定した「周辺視野角度の和」、「両眼中心視野角度」、「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、$I/2$の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの」及び「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」に基づき、認定を行う。なお、傷病名と視野障害の整合性の確認が必要な場合又は$I/4$の視標で測定不能の場合は、$V/4$の視標による視野を確認した上で総合的に認定する。</u></p>	イ <u>ゴールドマン視野計による場合、中心視野については$I/2$の視標を用い、周辺視野については$I/4$の視標を用いる。</u> <u>なお、それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとする。</u>
<p>(ア) 「<u>周辺視野角度の和</u>」とは、<u>$I/4$の視標による8方向（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上の8方向）の周辺視野角度の和とする。8方向の周辺視野角度は$I/4$視標が視認できない部分を除いて算出するものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>$I/4$の視標で、周辺にも視野が存在するが中心部の視野と連続しない部分</u></p>	

改正後	改正前
<p>は、中心部の視野のみで算出する。</p> <p><u>I / 4の視標で、中心10度以内に視野が存在しない場合は、周辺視野角度の和が80度以下として取り扱う。</u></p> <p>(イ) 「<u>両眼中心視野角度</u>」とは、以下の手順に基づき算出したものをいう。</p> <p>a <u>I / 2の視標による8方向（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上の8方向）の中心視野角度の和を左右眼それぞれ求める。8方向の中心視野角度はI / 2視標が視認できない部分を除いて算出するものとする。</u></p> <p>b <u>aで求めた左右眼の中心視野角度の和に基づき、次式により、両眼中心視野角度を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。</u></p> <p><u>両眼中心視野角度 = (3 × 中心視野角度の和が大きい方の眼の中心視野角度の和 + 中心視野角度の和が小さい方の眼の中心視野角度の和) / 4</u></p> <p>c <u>なお、I / 2の視標で中心10度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の和は0度として取り扱う。</u></p> <p>(ウ) 「<u>求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの</u>」とは、<u>求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2の視標による視野の面積が、中心5度以内の視野の面積と同程度におさまるものをいう。なお、その際、面積は厳格に計算しなくてよい。</u></p> <p>(エ) 「<u>両眼による視野が2分の1以上欠損したもの</u>」とは、<u>両眼で一点を注視しつつ測定した視野が、生理的限界の面積の2分の1以上欠損している場合の意味であり、左右眼それぞれに測定したI / 4の視標による視野表を重ね合わせることで、両眼による視野の面積を得る。その際、面積は厳格に計算しなくてよい。なお、視野の生理的限界は、左右眼それぞれに上・内上・内・内下60度、下70度、外下80度、外95度、外上75度である。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>ウ 自動視野計を用いる場合は、それぞれ以下によって測定した「<u>両眼開放視認点数</u>」及び「<u>両眼中心視野視認点数</u>」に基づき、認定を行う。</p> <p>(ア) 「<u>両眼開放視認点数</u>」とは、<u>視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテスト</u>（<u>図1</u>）で120点測定し、算出したものをいう。</p> <p>(イ) 「<u>両眼中心視野視認点数</u>」とは、以下の手順に基づき算出したものをいう。</p> <p>a <u>視標サイズⅢによる10-2プログラム</u>（<u>図2</u>）で中心10度以内を2度間隔で68点測定し、左右眼それぞれについて感度が26dB以上の検査点数を数え、左右眼それぞれの中心視野視認点数を求める。なお、dBの計算は、背景輝度31.5asbで、視標輝度10,000asbを0dBとしたスケールで算出する。</p> <p>b aで求めた左右眼の中心視野視認点数に基づき、次式により、<u>両眼中心視野視認点数</u>を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。</p> <p><u>両眼中心視野視認点数</u> = $(3 \times \text{中心視野視認点数が多い方の眼の中心視野視認点数} + \text{中心視野視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数}) / 4$</p> <p>(<u>図1</u>) (<u>図2</u>)</p>   <p>エ <u>ゴールドマン型視野計</u>では、<u>中心30度内は適宜矯正レンズを使用し、30度外は矯正レンズを装用せずに測定する</u>。</p> <p><u>自動視野計</u>では、<u>10-2プログラムは適宜矯正レンズを使用し、両眼開放エスターマンテストは矯正眼鏡を装用せずに実施する</u>。</p> <p>オ <u>自動視野計</u>を用いて測定した場合において、<u>認定上信頼性のある測定が困難な場合</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>は、ゴールドマン型視野計で測定し、その測定結果により認定を行う。</p> <p>カ <u>ゴールドマン型視野計又は自動視野計の結果は、診断書に添付する。</u></p> <p>キ 「<u>身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</u>」とは、<u>求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I／2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるものをいう。</u></p> <p>ク 「<u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの</u>」とは、<u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下のものをいう。</u></p> <p>ケ 「<u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの</u>」とは、<u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下のものをいう。</u></p> <p>コ 「<u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、I／2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの</u>」とは、<u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、I／2視標</u></p>	<p>(新設)</p> <p>ウ 「<u>身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</u>」とは、<u>求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>(ア) <u>I／2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの</u></p> <p>(イ) <u>両眼の視野がそれぞれI／4の視標で中心10度以内におさまるもので、かつ、I／2の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下のもの</u> <u>この場合、左右別々に8方向の視野の角度を求め、いずれか大きい方の合計が56度以下のものとする。</u> <u>なお、ゴールドマン視野計のI／4の視標での測定が不能の場合は、求心性視野狭窄の症状を有していれば、同等のものとして認定する。</u></p> <p>(注) <u>求心性視野狭窄は、網膜色素変性症や緑内障等により、視野の周辺部分から欠損が始まり見えない部分が中心部に向かって進行するものである。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>による両眼中心視野角度が56度以下のものをいう。</u></p> <p>サ 「<u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下に減じたもの</u>」とは、<u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下のものをいう。</u></p> <p>シ 「<u>自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの</u>」とは、<u>自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下のものをいう。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) その他の障害 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>エ 「<u>両眼の視野が10度以内のもの</u>」とは、<u>求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、両眼の視野がそれぞれ$I/4$の視標で中心の残存視野が10度以内におさまるものをいう。</u></p> <p><u>この場合、上記ウ(イ)の$I/2$の測定方法により、残存視野の角度の合計のうち、左右のいずれか大きい方の合計が57度以上のものを対象とする。</u></p> <p>オ 「<u>両眼による視野が2分の1以上欠損した</u>もの」とは、<u>片眼ずつ測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで、測定した視野の面積が生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているものをいう。</u></p> <p><u>この場合、両眼の高度の不規則性視野狭窄又は半盲性視野欠損等は該当するが、それぞれの視野が2分の1以上欠損していても両眼での視野が2分の1以上の欠損とならない交叉性半盲等では該当しない場合もある。また、中心暗点のみの場合は、原則視野障害として認定は行わないが、状態を考慮し認定する。</u></p> <p><u>(注) 不規則性視野狭窄は、網膜剥離、緑内障等により、視野が不規則に狭くなるものであり、半盲性視野欠損は、脳梗塞等による同名半盲で両眼の視野の左右のいずれか半分が欠損するものである。また、交叉性半盲は、下垂体腫瘍等による異名半盲で両眼の鼻側又は耳側半分の視野が欠損するものである。</u></p> <p>(3) その他の障害 (略)</p>

改正後

【49頁～50頁】

第7節 肢体の障害

肢体の障害による障害の程度は、「上肢の障害」、「下肢の障害」、「体幹・脊柱の機能の障害」及び「肢体の機能の障害」に区分し、次により認定する。

第1 上肢の障害

1 認定基準

上肢の障害については、次のとおりである。

令別表	障害の程度	障害の状態
国年令別表	1 級	(略)
		両上肢の <u>全ての</u> 指を欠くもの（以下「両上肢の <u>全ての</u> 指を基部から欠き、有効長が0のもの」という。）
		両上肢の <u>全ての</u> 指の機能に著しい障害を有するもの（以下「両上肢の <u>全ての</u> 指の用を全く廃したもの」という。）
	2 級	(略)
		一上肢の <u>全ての</u> 指を欠くもの（以下「一上肢の <u>全ての</u> 指を基部から欠き、有効長が0のもの」という。）
一上肢の <u>全ての</u> 指の機能に著しい障害を有するもの（以下「一上肢の <u>全ての</u> 指の用を全く廃したもの」という。）		
(略)	(略)	(略)
厚年令 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 認定要領

(略)

【55頁】

第2 下肢の障害

1 認定基準

下肢の障害については、次のとおりである。

令別表	障害の程度	障害の状態
国年令別表	1 級	(略)
	2 級	両下肢の <u>全ての</u> 指を欠くもの（以下「両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くもの」という。）
		(略)
厚年令 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

改正前

【49頁～50頁】

第7節 肢体の障害

肢体の障害による障害の程度は、「上肢の障害」、「下肢の障害」、「体幹・脊柱の機能の障害」及び「肢体の機能の障害」に区分し、次により認定する。

第1 上肢の障害

1 認定基準

上肢の障害については、次のとおりである。

令別表	障害の程度	障害の状態
国年令別表	1 級	(略)
		両上肢の <u>すべての</u> 指を欠くもの（以下「両上肢の <u>すべての</u> 指を基部から欠き、有効長が0のもの」という。）
		両上肢の <u>すべての</u> 指の機能に著しい障害を有するもの（以下「両上肢の <u>すべての</u> 指の用を全く廃したもの」という。）
	2 級	(略)
		一上肢の <u>すべての</u> 指を欠くもの（以下「一上肢の <u>すべての</u> 指を基部から欠き、有効長が0のもの」という。）
一上肢の <u>すべての</u> 指の機能に著しい障害を有するもの（以下「一上肢の <u>すべての</u> 指の用を全く廃したもの」という。）		
(略)	(略)	(略)
厚年令 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 認定要領

(略)

【55頁】

第2 下肢の障害

1 認定基準

下肢の障害については、次のとおりである。

令別表	障害の程度	障害の状態
国年令別表	1 級	(略)
	2 級	両下肢の <u>すべての</u> 指を欠くもの（以下「両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くもの」という。）
		(略)
厚年令 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

改 正 後	改 正 前																																																
<p>【198頁～200頁】 第2章 併合等認定基準 第2節 併合（加重）認定 1 2つの障害が併存する場合 (略) 〔認定例〕 右手のおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃し、<u>視力の良い方の眼の視力が0.1になった場合</u> 併合判定参考表によれば次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>障害の状態</th> <th>併合判定参考表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>右手の障害</td> <td>右手のおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの</td> <td>7号-5</td> </tr> <tr> <td>両眼の障害</td> <td><u>視力の良い方の眼の視力が0.1以下</u>のもの</td> <td>6号-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 3つ以上の障害が併存する場合 (略) 〔認定例〕 左下肢を大腿部から切断し、<u>視力の良い方の眼の視力が0.1になり、右上肢のひとさし指、なか指及び小指を近位指節間関節より切断し、さらに、左上肢のおや指を指節間関節より切断した場合</u> 併合判定参考表によれば、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>障害の状態</th> <th>併合判定参考表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>左下肢の障害</td> <td>一下肢を足関節以上で欠くもの</td> <td>4号-6</td> </tr> <tr> <td>両眼の障害</td> <td><u>視力の良い方の眼の視力が0.1以下</u>のもの</td> <td>6号-1</td> </tr> <tr> <td>右手の障害</td> <td>ひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの</td> <td>7号-4</td> </tr> <tr> <td>左手の障害</td> <td>一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの</td> <td>9号-8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 併合認定の特例 (1) (略) 〔認定例1〕 (略) 併合（加重）認定表により併合すると、併合</p>	部位	障害の状態	併合判定参考表	右手の障害	右手のおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの	7号-5	両眼の障害	<u>視力の良い方の眼の視力が0.1以下</u> のもの	6号-1	部位	障害の状態	併合判定参考表	左下肢の障害	一下肢を足関節以上で欠くもの	4号-6	両眼の障害	<u>視力の良い方の眼の視力が0.1以下</u> のもの	6号-1	右手の障害	ひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの	7号-4	左手の障害	一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの	9号-8	<p>【198頁～200頁】 第2章 併合等認定基準 第2節 併合（加重）認定 1 2つの障害が併存する場合 (略) 〔認定例〕 右手のおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃し、<u>両眼の視力が0.1になった場合</u> 併合判定参考表によれば次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>障害の状態</th> <th>併合判定参考表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>右手の障害</td> <td>右手のおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの</td> <td>7号-5</td> </tr> <tr> <td>両眼の障害</td> <td><u>両眼の視力の和が0.1以下に減じたもの</u></td> <td>6号-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 3つ以上の障害が併存する場合 (略) 〔認定例〕 左下肢を大腿部から切断し、<u>両眼の視力が0.1になり、右上肢のひとさし指、なか指及び小指を近位指節間関節より切断し、さらに、左上肢のおや指を指節間関節より切断した場合</u> 併合判定参考表によれば、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>障害の状態</th> <th>併合判定参考表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>左下肢の障害</td> <td>一下肢を足関節以上で欠くもの</td> <td>4号-6</td> </tr> <tr> <td>両眼の障害</td> <td><u>両眼の視力の和が0.1以下に減じたもの</u></td> <td>6号-1</td> </tr> <tr> <td>右手の障害</td> <td>ひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの</td> <td>7号-4</td> </tr> <tr> <td>左手の障害</td> <td>一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの</td> <td>9号-8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 併合認定の特例 (1) (略) 〔認定例1〕 (略) 併合（加重）認定表により併合すると、併合</p>	部位	障害の状態	併合判定参考表	右手の障害	右手のおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの	7号-5	両眼の障害	<u>両眼の視力の和が0.1以下に減じたもの</u>	6号-1	部位	障害の状態	併合判定参考表	左下肢の障害	一下肢を足関節以上で欠くもの	4号-6	両眼の障害	<u>両眼の視力の和が0.1以下に減じたもの</u>	6号-1	右手の障害	ひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの	7号-4	左手の障害	一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの	9号-8
部位	障害の状態	併合判定参考表																																															
右手の障害	右手のおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの	7号-5																																															
両眼の障害	<u>視力の良い方の眼の視力が0.1以下</u> のもの	6号-1																																															
部位	障害の状態	併合判定参考表																																															
左下肢の障害	一下肢を足関節以上で欠くもの	4号-6																																															
両眼の障害	<u>視力の良い方の眼の視力が0.1以下</u> のもの	6号-1																																															
右手の障害	ひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの	7号-4																																															
左手の障害	一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの	9号-8																																															
部位	障害の状態	併合判定参考表																																															
右手の障害	右手のおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの	7号-5																																															
両眼の障害	<u>両眼の視力の和が0.1以下に減じたもの</u>	6号-1																																															
部位	障害の状態	併合判定参考表																																															
左下肢の障害	一下肢を足関節以上で欠くもの	4号-6																																															
両眼の障害	<u>両眼の視力の和が0.1以下に減じたもの</u>	6号-1																																															
右手の障害	ひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの	7号-4																																															
左手の障害	一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの	9号-8																																															

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>番号7号となり、障害等級は3級となるが、国年令別表の2級11号に「両下肢の<u>全て</u>の指を欠くもの」と明示されているので、併合認定の結果にかかわらず、2級と認定する。</p> <p>〔認定例2〕</p> <p>(略)</p> <p>すでにある障害について、併合(加重)認定表により併合し、併合番号7号となり、障害等級3級となっているものに、さらに、併合判定参考表の10号に該当する障害と併合判定参考表に明示されていない程度の障害が加わったものであるが併合判定参考表の2級3号-3の「両上肢の<u>全て</u>の指の用を廃したもの」に該当するので、併合認定の結果にかかわらず2級と認定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>【203頁】</p> <p>第4節 差引認定</p> <p>(略)</p> <p>〔認定例1〕</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害の状態</th> <th>併合判定参考表</th> <th>活動能力減退率前発障害差引活動能力減退率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在の障害</td> <td>一上肢の5指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの</td> <td>6号-8</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td>前発障害</td> <td>一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かつ、ひとさし指以外の1指を近位指節間関節以上で欠くもの</td> <td>8号-8</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>後発障害</td> <td>ひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの</td> <td>7号-4</td> <td>56%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>【205頁～209頁】</p> <p>別表1 併合判定参考表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th> <th>番号</th> <th>区分</th> <th>障害の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1級</td> <td rowspan="2">1号</td> <td>1～9</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>視力の良い方の眼の視力が≥ 0.03以下のもの、又は視力の良い方の眼</td> </tr> </tbody> </table>		障害の状態	併合判定参考表	活動能力減退率前発障害差引活動能力減退率	現在の障害	一上肢の5指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの	6号-8	67%	前発障害	一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かつ、ひとさし指以外の1指を近位指節間関節以上で欠くもの	8号-8	18%	後発障害	ひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの	7号-4	56%	障害の程度	番号	区分	障害の状態	1級	1号	1～9	(略)	10	視力の良い方の眼の視力が ≥ 0.03 以下のもの、又は視力の良い方の眼	<p>番号7号となり、障害等級は3級となるが、国年令別表の2級11号に「両下肢の<u>すべて</u>の指を欠くもの」と明示されているので、併合認定の結果にかかわらず、2級と認定する。</p> <p>〔認定例2〕</p> <p>(略)</p> <p>すでにある障害について、併合(加重)認定表により併合し、併合番号7号となり、障害等級3級となっているものに、さらに、併合判定参考表の10号に該当する障害と併合判定参考表に明示されていない程度の障害が加わったものであるが併合判定参考表の2級3号-3の「両上肢の<u>すべて</u>の指の用を廃したもの」に該当するので、併合認定の結果にかかわらず2級と認定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>【203頁】</p> <p>第4節 差引認定</p> <p>(略)</p> <p>〔認定例1〕</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害の状態</th> <th>併合判定参考表</th> <th>活動能力減退率前発障害差引活動能力減退率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在の障害</td> <td>一上肢の5指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの</td> <td>6号-7</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td>前発障害</td> <td>一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かつ、ひとさし指以外の1指を近位指節間関節以上で欠くもの</td> <td>8号-8</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>後発障害</td> <td>ひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの</td> <td>7号-4</td> <td>56%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>【205頁～209頁】</p> <p>別表1 併合判定参考表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th> <th>番号</th> <th>区分</th> <th>障害の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1級</td> <td rowspan="2">1号</td> <td>1～9</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>両眼の視力の和が≥ 0.04以下のもの</td> </tr> </tbody> </table>		障害の状態	併合判定参考表	活動能力減退率前発障害差引活動能力減退率	現在の障害	一上肢の5指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの	6号-7	67%	前発障害	一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かつ、ひとさし指以外の1指を近位指節間関節以上で欠くもの	8号-8	18%	後発障害	ひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの	7号-4	56%	障害の程度	番号	区分	障害の状態	1級	1号	1～9	(略)	10	両眼の視力の和が ≥ 0.04 以下のもの
	障害の状態	併合判定参考表	活動能力減退率前発障害差引活動能力減退率																																																		
現在の障害	一上肢の5指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの	6号-8	67%																																																		
前発障害	一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かつ、ひとさし指以外の1指を近位指節間関節以上で欠くもの	8号-8	18%																																																		
後発障害	ひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの	7号-4	56%																																																		
障害の程度	番号	区分	障害の状態																																																		
1級	1号	1～9	(略)																																																		
		10	視力の良い方の眼の視力が ≥ 0.03 以下のもの、又は視力の良い方の眼																																																		
	障害の状態	併合判定参考表	活動能力減退率前発障害差引活動能力減退率																																																		
現在の障害	一上肢の5指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの	6号-7	67%																																																		
前発障害	一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かつ、ひとさし指以外の1指を近位指節間関節以上で欠くもの	8号-8	18%																																																		
後発障害	ひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの	7号-4	56%																																																		
障害の程度	番号	区分	障害の状態																																																		
1級	1号	1～9	(略)																																																		
		10	両眼の視力の和が ≥ 0.04 以下のもの																																																		

改 正 後				改 正 前			
1 級	1 号	10	の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	1 級	1 号	10	
		11	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの、又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの			(新設)	(新設)
		12	両上肢の全ての指を基部から欠き、有効長が0のもの			11	両上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの
		13	両上肢の全ての指の用を全く廃したのもの			12	両上肢のすべての指の用を全く廃したのもの
		14	両下肢を足関節以上で欠くもの			13	両下肢を足関節以上で欠くもの
2 級	2 号	1	視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの、又は視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	2 級	2 号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
		2	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの、又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの			(新設)	(新設)
		3	平衡機能に著しい障害を有するもの			2	平衡機能に著しい障害を有するもの
		4	そしゃくの機能を欠くもの			3	そしゃくの機能を欠くもの
		5	音声又は言語の機能に著しい障害を有するもの			4	音声又は言語の機能に著しい障害を有するもの
		6	両上肢の全ての指を近位指節間関節(おや指にあっては指節間関節)以上で欠くもの			5	両上肢のすべての指を近位指節間関節(おや指にあっては指節間関節)以上で欠くもの
		7	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの			6	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	3 号	1・2	(略)	3 号	1・2	(略)	
		3	両上肢の全ての指の用を廃したのもの		3	両上肢のすべての指の用を廃したのもの	
		4～6	(略)		4～6	(略)	
	4 号	1	一上肢の全ての指を基部から欠き、有効長が0のもの	4 号	1	一上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの	
		2	(略)		2	(略)	
		3	一上肢の全ての指の用を全く廃したのもの		3	一上肢のすべての指の用を全く廃したのもの	
4～8		(略)	4～8		(略)		
3 級	5 号	(削除)	(削除)	3 級	5 号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
		1	一眼の視力が0.02以下、かつ、他眼の視力が0.1以下のもの			2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの

改 正 後			改 正 前				
3 級	5 号	<u>2</u>	両耳の平均純音聴力レベル値が ≥ 80 デシベル以上のもの	5 号	<u>3</u>	両耳の平均純音聴力レベル値が ≥ 80 デシベル以上のもの	
		<u>3</u>	両耳の平均純音聴力レベル値が ≥ 50 デシベル以上 ≥ 80 デシベル未満で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの		<u>4</u>	両耳の平均純音聴力レベル値が ≥ 50 デシベル以上 ≥ 80 デシベル未満で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの	
	6 号	<u>1</u>	視力の良い方の眼の視力が ≥ 0.1 以下のもの	3 級	(新設)	<u>1</u>	両眼の視力が ≥ 0.1 以下に減じたもの
		<u>2</u>	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ ≥ 80 度以下のもの、又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が ≥ 70 点以下のもの			(新設)	(新設)
		<u>3</u>	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの		<u>2</u>	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの	
		<u>4</u>	脊柱の機能に著しい障害を残すもの		<u>3</u>	脊柱の機能に著しい障害を残すもの	
		<u>5</u>	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したのもの		<u>4</u>	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したのもの	
		<u>6</u>	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したのもの		<u>5</u>	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したのもの	
		<u>7</u>	両上肢のおや指を基部から欠き、有効長が ≥ 0 のもの		<u>6</u>	両上肢のおや指を基部から欠き、有効長が ≥ 0 のもの	
		<u>8</u>	一上肢の5指又はおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの		<u>7</u>	一上肢の5指又はおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの	
<u>9</u>	一上肢の <u>全ての</u> 指の用を廃したのもの	<u>8</u>	一上肢の <u>すべての</u> 指の用を廃したのもの				
<u>10</u>	一上肢のおや指及びひとさし指を基部から欠き、有効長が ≥ 0 のもの	<u>9</u>	一上肢のおや指及びひとさし指を基部から欠き、有効長が ≥ 0 のもの				
7号	1～9 (略)	7号	1～9 (略)				
3 級 (治らないもの)	8 号	<u>1</u>	一眼の視力が ≥ 0.02 以下のもの	3 級 (治らないもの)	8 号	<u>1</u>	一眼の視力が ≥ 0.02 以下に減じたもの
		2～12 (略)	2～12 (略)				
	9 号	<u>1</u>	視力の良い方の眼の視力が ≥ 0.6 以下のもの	9 号	<u>1</u>	両眼の視力が ≥ 0.6 以下に減じたもの	
		<u>2</u>	一眼の視力が ≥ 0.06 以下のもの		<u>2</u>	一眼の視力が ≥ 0.06 以下に減じたもの	
		<u>3</u>	(略)		<u>3</u>	(略)	
		<u>4</u>	両眼による視野が ≥ 2 分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が ≥ 56 度以下のもの、又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が ≥ 100 点以下のもの若しくは両眼中心視野視認点数が ≥ 40 点以下のもの		<u>4</u>	両眼による視野が ≥ 2 分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が ≥ 10 度以内のもの	
	5～14 (略)	5～14 (略)					
	10 号	<u>1</u>	一眼の視力が ≥ 0.1 以下のもの	10 号	<u>1</u>	一眼の視力が ≥ 0.1 以下に減じたもの	
		2～15 (略)	2～15 (略)				

改正後

11号	1～8	(略)
12号	1～11	(略)
13号	1	一眼の視力が0.6以下のもの
	2～12	(略)

【211頁】

別表3 現在の活動能力減退率及び前発障害の活動能力減退率

併合判定参考表 (別表1)		現在の活動能力 減退率 (%)	前発障害の活動 能力減退率 (%)
1号	区分1～9	134	95
	区分10～14	119	
2号～13号		(略)	(略)

改正前

11号	1～8	(略)
12号	1～11	(略)
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2～12	(略)

【211頁】

別表3 現在の活動能力減退率及び前発障害の活動能力減退率

併合判定参考表 (別表1)		現在の活動能力 減退率 (%)	前発障害の活動 能力減退率 (%)
1号	区分1～9	134	95
	区分10～13	119	
2号～13号		(略)	(略)

275頁・277頁に掲載されている眼の障害用の診断書様式（様式第120号の1）は、令和4年1月1日からは以下のように変更となります。

(眼)		国民年金 厚生年金保険		診 断 書				(眼の障害用)		様式第120号の1																																		
氏名 (フリガナ)				生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日生(歳)	性別	男・女																																		
住所		住所地の郵便番号		都道府県		郡市区																																						
① 障害の原因 となった 傷病名				② 傷病の発生年月日		昭和 平成 令和	年	月	日	診本人 年	診本人 月	診本人 日																																
				③ ①のため初めて医師 の診療を受けた日		昭和 平成 令和	年	月	日	診本人 年	診本人 月	診本人 日																																
④ 傷病の原因 又は誘因				初診年月日(昭和・平成・令和 年 月 日)		⑤ 既存 障害		⑥ 既往症																																				
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療 の効果が期待できない)状態を含む。 かどうか。				傷病が治っている場合…………… 治った日 平成・令和 年 月 日				確 認 推 定																																				
傷病が治っていない場合…………… 症状のよくなる見込				有		無		不明																																				
⑧ 診断書作成医療機関における 初診時所見 初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)																																												
⑨ 現在までの治療の内容、 期間、経過、その他の 参考となる事項				診療回数		年間	回、	月平均	回																																			
				手術歴		部位 左・右 眼球摘出・その他の手術 手術名() 手術年月日(年 月 日)																																						
⑩ 障 害 の 状 態 (平成・令和 年 月 日現在)																																												
(1) 視 力 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>裸眼</th> <th colspan="2">矯正視力</th> <th colspan="2"></th> <th></th> </tr> <tr> <td>右</td> <td>×</td> <td>D</td> <td>○</td> <td>cyl</td> <td>D Ax °</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>×</td> <td>D</td> <td>○</td> <td>cyl</td> <td>D Ax °</td> </tr> </table>						裸眼	矯正視力					右	×	D	○	cyl	D Ax °	左	×	D	○	cyl	D Ax °	(3) 所 見 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">右</td> <td style="text-align: center;">左</td> </tr> <tr> <td>前眼部所見</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間透光体所見</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>眼底所見</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							右	左	前眼部所見			中間透光体所見			眼底所見					
裸眼	矯正視力																																											
右	×	D	○	cyl	D Ax °																																							
左	×	D	○	cyl	D Ax °																																							
	右	左																																										
前眼部所見																																												
中間透光体所見																																												
眼底所見																																												
(2) 視 野 ※ 視野図のコピーを添付してください。 <small>（ゴードマン型視野計を用いた場合は、1/4の視標の視野図のコピー及び1/2の視標の視野図のコピーを添付してください。なお、そのソフトウェアが1/4の視標より1/2の視標に上るものを明確に区別できるように記載してください。）</small> <small>（自動視野計を用いた場合は、両眼開放エスターマンテストの検査結果及び10-2プログラムの検査結果がわかるものを添付してください。）</small>						(4) その他の障害 (その程度・症状・治療経過等を記載してください。) 該当するもののローマ数字を○で囲んでください。 I 調節機能 / II 輻輳機能 / III 瞳孔 IV まぶたの欠損 / V まぶたの運動 / VI 眼球の運動																																						
ア. ゴールドマン型視野計 (ア) 周辺視野の評価(1/4) ① 周辺視野の角度 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th></th> <th>上</th> <th>内上</th> <th>内</th> <th>内下</th> <th>下</th> <th>外下</th> <th>外</th> <th>外上</th> <th>合計</th> <th>度</th> </tr> <tr> <td>右</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)													上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	度	右											左										
	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	度																																		
右																																												
左																																												
(イ) 中心視野の評価(1/2) 中心視野の角度 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th></th> <th>上</th> <th>内上</th> <th>内</th> <th>内下</th> <th>下</th> <th>外下</th> <th>外</th> <th>外上</th> <th>合計</th> <th>度</th> </tr> <tr> <td>右</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (a)のうち大きい方 (a)のうち小さい方 両眼中心視野 角度(1/2) $(\square \times 3 + \square) / 4 = \square$ 度													上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	度	右											左										
	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	度																																		
右																																												
左																																												
イ. 自動視野計 (ア) 周辺視野の評価 両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 □ 点 (イ) 中心視野の評価(10-2プログラム) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>右</td> <td>c</td> <td>点(≧26dB)</td> <td>(c)のうち大きい方 (c)のうち小さい方</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>d</td> <td>点(≧26dB)</td> <td></td> </tr> </table> 両眼中心視野 視認点数 $(\square \times 3 + \square) / 4 = \square$ 点												右	c	点(≧26dB)	(c)のうち大きい方 (c)のうち小さい方	左	d	点(≧26dB)																										
右	c	点(≧26dB)	(c)のうち大きい方 (c)のうち小さい方																																									
左	d	点(≧26dB)																																										
⑪ 現症時の日常生活 助能力及び労働能力 (必ず記入してください。)																																												
⑫ 予 後 (必ず記入してください。)				⑬ 備 考																																								

本人の申告で認められた傷病は、本人の申告内容のどちらかを記入してください。
 ②と③の両方とも記入する場合は、②の発生年月日を優先して記入してください。

(お願ひ) 障害の状態は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

(お願ひ) 大文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)
 上記のとおり、診断します。 年 月 日
 病院又は診療所の名称 診療担当科名
 所 在 地 医師氏名